

埼玉県福祉のまちづくり条例に係るこれまでの経緯

国

埼玉県

平成6年

**ハートビル法施行**  
 ・特別特定建築物の建築等について、基礎的基準への努力義務化  
 ・認定建築物に対する支援措置の創設

平成7年

**埼玉県福祉のまちづくり条例制定**  
 ・生活関連施設の整備の際には、整備基準の遵守を義務化

**埼玉県建築基準法施行条例改正**  
 ・一定の特殊建築物を対象に、出入口や廊下の幅などの規定を追加

平成12年

**交通バリアフリー法施行**  
 ・旅客施設等を新設する際に、移動円滑化基準への適合を義務化  
 ・市町村による基本構想の作成を可能とした

平成15年

**ハートビル法改正**  
 ・特定建築物の範囲の拡大  
 ・特別特定建築物の建築等について、利用円滑化基準への適合を義務化  
 ・認定建築物に対する支援措置の拡大

平成16年

**埼玉県福祉のまちづくり条例改正**  
 ・「県及び県民の責務」に県民参加の規定を追加  
 ・「子ども」を条例の配慮対象とした  
 ・「学校」が生活関連施設であることを明文化  
 ・「用途変更」も整備や届出等の対象とした

**埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正**  
 ・小規模建築物の整備基準の新設及び届出範囲の拡大  
 ・生活関連施設に「路外駐車場」を追加  
 ・多機能トイレの整備基準の新設  
 ・子育て関連設備の整備基準の新設

平成17年

**ユニバーサルデザイン政策大綱**  
 ・生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備・改善していく

平成18年

**バリアフリー新法施行**  
 ・対象者の拡大  
 ・対象施設の拡充(路外駐車場、都市公園など)  
 ・基本構想の作成範囲の拡充

平成20年

**埼玉県建築物バリアフリー条例制定**  
 ・バリアフリー法に規定する対象建築物の追加や対象規模の引き下げなど

平成21年

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正

平成30年

**バリアフリー法等の改正**  
 ・交通バリアフリー基準の一部改正  
 ・建築物(客室)の車いす用客室の設置基準改正等

**埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正**  
 ・公共交通機関の施設(駅の利用円滑化経路の複数化など)  
 ・建築物の基準一部改正(宿泊施設の障害者用客室の増加など)

令和3年

**埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正**  
 ・建築物について、整備基準をバリアフリー法より引用する形に改め、県独自の整備基準を明確化